

小郡市政治倫理審査会の意見書を公表します

小郡市政治倫理条例に基づく市長、副市長、教育長及び市議会議員の資産等報告書の審査結果について、次のとおり小郡市政治倫理審査会の意見書（要旨）を公表します。なお、資産等報告書と意見書は総務課（市役所本館2F）で閲覧できます。

意見書（要旨）

1. 小郡市政治倫理審査会の経過

市長、副市長、教育長及び市議会議員の資産等報告書について、計3回にわたる慎重な審査を行いました。

- (1) 第1回（7月20日） 資産等報告書の審査
- (2) 第2回（8月20日） 資産等報告書の審査意見書の協議
- (3) 第3回（9月7日） 資産等報告書の審査意見書のまとめ

2. 審査結果

(1) 小郡市政治倫理条例について

平成18年3月、新たに小郡市政治倫理条例が制定され、市長等及び議員に対し条例遵守の誓約書提出や政治倫理基準、市の公共事業に関する遵守事項などが規定されるとともに、配偶者の資産等報告書の提出義務も課せられており、小郡市における政治倫理の確立に向けて充実が図られています。

新しい条例になって2年目を迎えますが、報告すべき資産等の内容もよりわかりやすくなっており、この間、特段の大きな問題もなくスムーズに運用が行われてきています。

(2) 資産等報告書について

今回の審査は、昨年の内容との比較対照を中心に実施しましたが、その内容については概ね適正に記入されており、特段の疑義は見当たりませんでした。また、配偶者の資産等報告書についても対象者全員から提出があり、適正に記入されていることが確認できました。

3. 審査会意見

条例第18条第1項の公共事業に関する遵守事項の規定では、市長等及び議員の配偶者及び同居親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに本人が実質的に経営に携わっている企業について、市との請負契約等の辞退の努力義務が規定されています。本条第1項の請負辞退の対象者として、市長等及び議員の配偶者及び同居親族が役員をしている企業も追加することにより、市長等及び議員の透明性が増すものと思われま。

条例第6条第1項の資産等報告書の記入における(3)「収入、贈与及びもてなし」に関する規定は、所得税課税の有無にかかわらず全ての収入等（相続、退職金、満期保険、立退き料等）について記入することを趣旨としています。市長等及び議員については、より透明性を確保する意味から自主的かつ積極的に全ての収入等について記入していただきますようお願いいたします。

平成19年9月7日

小郡市政治倫理審査会

小郡市政治倫理条例とは・・・

市長、副市長、教育長及び市議会議員に対し、市民全体の奉仕者として守るべき政治倫理基準を定め、資産についての報告書の提出を義務付けた条例です。公職にある者が地位による影響力を不正に行って自分の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることで、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

○問い合わせ先 総務課防災・庶務係 ☎72-2111内線244